

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 県社会福祉協議会運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 健康福祉政策課 政策企画係 電話番号：058-272-1111(内2516)

E-mail：c11221@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 62,265 千円 (前年度予算額：64,110 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 64,110 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 64,110 |
| 要求額 | 62,265 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 62,265 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

県内における地域福祉増進を図るため、県社会福祉協議会（※）の運営基盤強化に必要な人件費、事業費等の経費を助成する。

※県社会福祉協議会は、社会福祉法第110条により地域福祉の増進を図ることを目的とする団体であると定義された社会福祉法人。

(2) 事業内容

ア 事業費

- ・県小規模型保育連絡会補助金
- ・社会福祉大会等運営費補助金（県老人クラブ大会、県身体障害者福祉大会、県母子寡婦福祉大会）

イ 人件費

- ・福祉活動指導員人件費
- ・県関与人件費

ウ 維持管理費

- ・施設使用料

(3) 県負担・補助率の考え方

県社協は社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした法人であり、このことにより公益性の高い事業・活動を中心とするため、財政基盤は強固とは言えない。よって、県社協が地域福祉の向上を図るためには、安定した運営を維持することが必要であり、県の財政支援が必要となる。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|-------|--------|-----------------------------|
| 事業費 | 720 | 県小規模型保育連絡会補助金、社会福祉大会等運営費補助金 |
| 人件費 | 60,213 | 福祉活動指導員人件費、県関与人件費 |
| 維持管理費 | 1,332 | 施設使用料 |
| 合計 | 62,265 | |

決定額の考え方

| |
|--|
| |
|--|

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 県地域福祉支援計画

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

| | |
|-----------|---|
| 補助事業名 | 県社会福祉協議会運営費補助金 |
| 補助事業者（団体） | 県社会福祉協議会 (理由) 県社会福祉協議会は、社会福祉法第110条により地域福祉の増進を図ることを目的とする団体と定義され、公益性の高い事業を実施しているため。 |
| 補助事業の概要 | (目的) 県社会福祉協議会の運営費を補助する。 (内容) 県社会福祉協議会の運営基盤を強化するため、運営に必要な人件費や事業費等の助成を行う。 |
| 補助率・補助単価等 | 定額・定率・ その他 (例：人件費等相当額) (内容) 人件費、事業費等相当額 (理由) 県社会福祉協議会の運営基盤の強化を目的とするものであるため、人件費・事業費等の運営に必要な経費相当額を助成する。 |
| 補助効果 | 県社会福祉協議会の安定した運営の維持による、地域福祉の向上 |
| 終期の設定 | 終期〇〇年度 (理由) |

(事業目標)

| |
|------------------------------|
| <p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> |
|------------------------------|

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R2年度 実績 | R3年度 目標 | R4年度 目標 | 終期目標 (R) | 達成率 |
|-----|--------------|------------|------------|------------|-------------|-----|
| ① | | | | | | |
| ② | | | | | | |

| | | | |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 補助金交付実績 (単位：千円) | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
| | 64,360千円 | 59,486千円 | 61,194千円 |

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------|--|
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> 県社会福祉協議会では、平成29年度以降5年間の自らの役割と取り組む事業及び目標を示した第5次WINCプランに基づき、低所得者・生活困窮者等への生活支援や福祉人材の確保及び定着対策の推進等を重点事業として実施した。また、組織運営のさらなる充実化のため、改正社会福祉法に即した組織運営やガバナンス強化等に努めている。 |
| | 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ % |
| 令和3年度 | 令和5年度当初予算にて追加 |
| | 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ % |
| 令和4年度 | 令和6年度当初予算にて追加 |
| | 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ % |

(事業の評価)

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない | |
| (評価) 3 | 新型コロナウイルス感染症による経済への影響や高齢化の進行などにより、地域福祉の重要性が高まっており、県社会福祉協議会は地域福祉を推進する広域の協議会組織として、指導的役割を担っている。財政基盤の弱い県社会福祉協議会がその役割を十分に果たし、地域福祉のさらなる推進が図られるためには、運営に係る経費の補助が必要となる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満) | |
| (評価) 3 | 県社会福祉協議会の実施する事業は、災害時の要支援者支援活動の推進、福祉人材の確保・定着対策の推進、生活福祉資金貸付事業、ひとり親家庭の経済的自立の支援など多岐にわたっており、福祉サービスへの期待が大きい現在にあって、補助の実施により、事業の充実に寄与している。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 1 | 最低限の人員配置、拠点施設の使用等に必要な資金を補助しているもの。 |

(今後の課題)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事業が直面する課題や改善が必要な事項 . |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症が日常生活や経済に大きな影響を及ぼす中、県内の地域福祉における県社会福祉協議会の果たす役割は大きくなっている。地域の福祉ニーズの高まりに対応できるよう、今後も引き続き支援していく。 |
|--|